

公明党規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 わが党は、公明党と称し、本部を東京都に置く。
- 第 2 条 わが党は、その綱領、政策、宣言及び決議を実現することを目的とする。
- 第 3 条 わが党は、綱領に賛成し、規約を守る個人をもって構成する。

第 2 章 党 員

- 第 4 条 党の綱領及び規約を守り、その政策及び諸決議を実現するため党活動に参加しようとする十八歳以上の者は、国籍を問わず党员となることができる。
- 第 5 条
- 1 党员となろうとする者は、党员二名以上の紹介により、所定の事項を記載した入党申込書を支部長を通じて都道府県代表に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 2 入党に関する細則は、別に定める。
- 第 6 条 党员の権利は、次のとおりとする。
- 一 政策に関する自由な討論に参加すること。
 - 二 全国大会に至るまでのあらゆる機関に対して、提案及び意見を提出すること。
 - 三 党内の選挙権及び被選挙権を有すること。
- 第 7 条 党员の義務は、次のとおりとする。
- 一 党の綱領及び規約を守ること。
 - 二 党の政策及び方針に従うこと。
 - 三 積極的に党活動に参加すること。
 - 四 党費を納め、機関紙を購読すること。
- 第 8 条
- 1 離党しようとする者は、党员証を添えて、所定の事項を記載した離党届を支部長に提出しなければならない。
 - 2 支部長は、離党に関し、都道府県代表に文書をもって報告しなければならない。
 - 3 議員及び地方公共団体の長の離党に関しては、別に定める。
- 第 9 条 離党した者が再び入党を希望するときは、別に定めるところにより、中央規律委員会または都道府県規律委員会の承認を受けなければならない。
- 第 10 条 党员は、他の政党に所属することはできない。

第 3 章 議 決 機 関

第 1 節 全 国 大 会

- 第 11 条 全国大会は、党の最高議決機関である。
- 第 12 条
- 1 全国大会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、常任役員会の構成員、中央幹事会会長を含む中央幹事、中央規律委員長及び中央規律副委員長を含む中央規律委員、中央会計監査委員、国会議員、都道府県本部で選出する者及び中央幹事会が指名する者とする。
- 3 中央幹事会は、都道府県本部で選出する代議員総数を決め、党員数を勘案して各都道府県本部に割り当てる。

第 13 条

- 1 全国大会は、通例として二年に一回、中央幹事会の議を経て、代表が招集する。
- 2 中央幹事会は、臨時の全国大会の招集を議決することができる。
- 3 全都道府県本部の二分の一以上の要求があったときは、中央幹事会は全国大会の招集を議決しなければならない。

第 14 条 全国大会の議長及び副議長は、全国大会においてこれを選出する。

第 15 条

- 1 全国大会は、代議員の過半数の出席を得て成立する。
- 2 議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 全国大会の運営に関する細則は、別に定める。

第 16 条

- 1 全国大会は、次の各号に掲げる事項について議決することができる。
 - 一 運動方針
 - 二 重要政策
 - 三 綱領及び規約の改正
 - 四 党の重要案件
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規約に基づき提出された議案
- 2 全国大会は、次の各号に掲げる事項について承認することができる。
 - 一 第 18 条に基づく人事
 - 二 前号に掲げるもののほか、規約に基づき提出された承認案件

第 17 条

- 1 全国大会は、代表一名を選出する。
- 2 前項の選出方法は、投票による選挙とする。
- 3 立候補する者の数が一の場合においては、投票によらず選出することができる。この場合においては、全国大会で出席代議員の過半数の信任を要する。
- 4 代表が任期途中で欠けたときは、中央幹事会が後任の候補を推薦し、全国大会において信任する。この場合においては、前項後段の信任の例による。
- 5 代表選挙の実施に関する細則は、別に定める。

第 18 条

- 1 代表は、幹事長、政務調査会長、中央幹事会会長を含む中央幹事若干名、中央規律委員長一名及び中央規律副委員長若干名を含む中央規律委員若干名並びに中央会計監査委員若干名を指名し、全国大会で出席代議員の過半数の承認を得るものとする。
- 2 必要と認めるときは、代表は、代表代行一名及び副代表若干名を指名し、全国大会で出席代議員の過半数の承認を得るものとする。

- 3 代表は、前二項の役員が任期途中で欠けたときは、中央幹事会に諮って、その後任を任命することができる。この場合、直近の全国大会において、承認を得るものとする。ただし、承認を得られなかった場合は、その任命の効力は将来に向かって失効する。

第 2 節 中央幹事会

第 19 条 中央幹事会は、全国大会から次の全国大会までの議決機関であって、全国大会に代わって、その付議事項について議決し、または承認することができる。

第 20 条

- 1 中央幹事会は、中央幹事会会長を含む中央幹事をもって構成する。常任役員会の構成員は、執行部として中央幹事会に出席する。
- 2 中央幹事会会長は、中央幹事のうちから会長代理一名を指名する。会長代理は、会長に事故がある等、その職務に支障が出た場合には、会長の職務を行う。

第 21 条

- 1 中央幹事会は、代表または幹事長の要請により、会長が招集する。
- 2 中央幹事会は、中央規律委員長、中央会計監査委員及び各部門の長の出席を求め、その所管事項について報告または意見を聴取することができる。

第 22 条

- 1 中央幹事会は、構成員の過半数の出席を得て成立する。
- 2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 3 中央幹事会の運営に関する細則は、別に定める。

第 23 条

- 1 中央幹事会は、次の各号に掲げる事項について議決することができる。
 - 一 当面する活動方針及び重要政策
 - 二 党本部予算
 - 三 党の重要案件
 - 四 前各号に掲げるもののほか、規約に基づき提出された議案
- 2 中央幹事会は、次の各号に掲げる事項を承認することができる。
 - 一 党務報告
 - 二 第 18 条に基づく人事を除く人事
 - 三 党本部決算報告
 - 四 各種選挙の候補者の公認及び推薦
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規約に基づき提出された承認案件
- 3 中央幹事会は、代表に事故がある等、その職務に支障が出た場合において、全国大会の開催までの間、代表代理を指名することができる。

第 24 条

- 1 中央幹事会は、第 18 条で定められた役員が任期途中で欠けるなど、緊急やむを得ない事案が発生したときは、全国大会の議決を経ないで、重要事項について議決することができる。
- 2 中央幹事会は、前項の規定により議決したときは、全国大会においてその承認を受けなければならない。

第 3 節 両院議員総会

第 2 5 条 両院議員総会は、内閣総理大臣の指名等国会活動に関する重要事項を審議し、議決する。

第 2 6 条 両院議員総会は、党所属の衆議院議員及び参議院議員をもって構成する。

第 2 7 条

1 両院議員総会に、会長一名及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、両院議員総会において互選する。

第 2 8 条

1 両院議員総会は、代表または幹事長の要請により、会長が招集する。

2 会長は、国会議員の三分の一以上の要求があったときは、両院議員総会を招集しなければならない。

第 2 9 条

1 両院議員総会は、構成員の過半数の出席を得て成立する。

2 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

3 議決した事項については、中央幹事会に報告しなければならない。

第 4 章 執行機関

第 1 節 代表、副代表及び幹事長等

第 3 0 条

1 代表は、党を代表し、党務全般を総括する。

2 代表に事故がある等、その職務に支障が出た場合には、第 2 3 条第 3 項により指名された代表代理が代表の職務を行う。

第 3 1 条

代表代行、副代表は、代表を補佐する。

第 3 2 条

1 幹事長は、代表を補佐し、党務を統括する。

2 幹事長は、必要と認めるときは、幹事長代行等の補佐する役員を指名する。

3 幹事長は、国会対策委員長及び選挙対策委員長を指名し、必要と認めるときは、これらを補佐する役員を指名する。

4 幹事長は、各委員会委員長、局長、本部長及び室長等を指名し、必要と認めるときは、これらを補佐する役員を指名する。

5 幹事長は、前三項の指名を行うときは、中央幹事会の承認を得るものとする。

第 2 節 常任役員会

第 3 3 条 常任役員会は、党の最高執行機関であって、全国大会及び中央幹事会に対して責任を負う。

第 3 4 条

1 常任役員会は、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、中央幹事会会長、参議院会長及び参議院幹事長を含む代表が指名するその他の役員をもって構成する。

2 常任役員会の構成員は、中央幹事会の承認を得るものとする。

第 3 5 条

常任役員会は、代表が招集する。

第 36 条

- 1 常任役員会は、次の任務を行う。
 - 一 全国大会及び中央幹事会の議決事項を執行すること。
 - 二 党の政策及び方針を実践すること。
 - 三 党本部の財産及び資金を管理すること。
 - 四 党職員の人事を管掌すること。
- 2 常任役員会の運営に関する細則は、別に定める。

第 3 節 政務調査会

第 37 条

- 1 政務調査会は、政策・立法の調査、研究及び立案を行う。
- 2 政務調査会は、党所属の衆議院議員及び参議院議員等で構成し、政策及び国会に提出された法案に対する賛否その他立法の方針について審議し、決定する。

第 38 条

政務調査会に、政務調査会長一名及び副会長若干名を置き、必要に応じ会長代理若干名を置くことができる。

第 39 条

- 1 政務調査会に、部会のほか、必要に応じ各種委員会等を置くことができる。
- 2 部会には、それぞれ部会長一名を置き、部会長代理及び副部会長若干名を置くことができる。
- 3 各種委員会等には、委員長等一名を置き、副委員長等若干名を置くことができる。

第 40 条

- 1 政務調査会の会長代理、副会長、及び部会の人事は、政務調査会長が指名し、中央幹事会の承認を得るものとする。
- 2 政務調査会の各種委員会等の人事は、政務調査会長が指名し、部会長会議の承認を得るとともに、中央幹事会に報告する。

第 41 条

- 1 政務調査会における政策及び立法に関する審議決定の機関として、部会長会議を置く。
- 2 部会長会議は、政務調査会長、副会長、各部会長、及び政務調査会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会長会議は、政務調査会長が招集する。
- 4 政策及び立法に関する重要事項を決定する場合は、中央幹事会の承認を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に報告し、その承認を得るものとする。
- 5 政務調査会の運営に関する細則は、別に定める。

第 4 節 国会対策委員会

第 42 条

- 1 国会対策委員会は、国会活動に関する事項を処理する。
- 2 国会対策委員会は、党所属の衆議院議員及び参議院議員若干名をもって構成する。

第 43 条

- 1 国会対策委員会に、委員長一名及び副委員長若干名を置き、必要に応じ委員長代理一名を置くことがで

きる。

- 2 国会对策委員は、国会对策委員長が任命する。

第 5 節 選挙対策委員会

第 4 4 条

- 1 選挙対策委員会は、各種選挙の円滑な推進及び公認、推薦等に関する事項を処理する。
- 2 選挙対策委員会の行う公認、推薦等に関する細則は、別に定める。

第 4 5 条

- 1 選挙対策委員会に、委員長一名及び副委員長若干名を置き、必要に応じ委員長代理一名を置くことができる。
- 2 選挙対策委員は、選挙対策委員長が任命する。

第 6 節 委員会、局及び本部等

第 4 6 条 常任役員会は、党務を遂行するため、党本部に委員会、局、本部及び室等の機関を設置することができる。

第 4 7 条 委員会、局、本部及び室等に、それぞれ委員長、局長、本部長及び室長等各一名を置き、必要と認めるときは、これらを補佐する役員を置くことができる。

第 7 節 全国県代表協議会

第 4 8 条 重要政策課題や党活動等に関する協議及び党本部と都道府県本部との連携を図るため、全国県代表協議会を置く。

第 4 9 条 全国県代表協議会は、党所属の国会議員、都道府県本部代表及び常任役員会が指名する者をもって構成する。

第 5 0 条 全国県代表協議会は、常任役員会が招集する。

第 5 章 規律機関等

第 1 節 中央規律委員会

第 5 1 条

- 1 党の規律を保持し、党風を振興するため、中央規律委員会を置く。
- 2 中央規律委員会は、次の各号に該当する党員の規律に関する事項を管掌する。

一 国会議員

二 都道府県議会議員

三 政令指定都市の市議会議員

四 地方公共団体の長

五 第 1 8 条で定められた役員

六 都道府県本部役員のうち都道府県代表、都道府県代表代行、都道府県副代表、都道府県幹事長

第 5 2 条 中央規律委員会に、中央規律委員長一名及び中央規律副委員長若干名を含む中央規律委員若干名を置く。

第 5 3 条

- 1 中央規律委員長は、中央規律委員会の会務を総理し、中央規律委員会を代表する。
- 2 中央規律副委員長は、中央規律委員長を補佐する。
- 3 中央規律委員は、党の規律に当たる。

第 5 4 条

- 1 中央規律委員会は、中央規律委員の三分の二以上の出席を得て成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、第 9 0 条第 2 項の役職解任、党員資格の停止、離党勧告及び除名の規律処分については、出席委員の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 3 災害や事故等の理由により委員が中央規律委員会に出席できない事態が生じた場合、代表は代理委員を任命することができる。
- 4 中央規律委員会の運営に関する細則は、別に定める。

第 2 節 中央会計監査委員

第 5 5 条

- 1 党の会計を監査するため、党本部に中央会計監査委員若干名を置く。
- 2 中央会計監査委員は、監査の結果を中央幹事会に報告する。

第 6 章 諮問機関等

第 1 節 顧問

第 5 6 条

- 1 党本部に、常任顧問及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 常任顧問及び顧問は、代表の諮問に応じて随時意見を述べることができる。

第 5 7 条 常任顧問及び顧問は、代表が委嘱し、中央幹事会に報告する。

第 2 節 アドバイザー

第 5 8 条 党の目的に賛同する学識経験者をもって、党本部のアドバイザーとすることができる。

第 5 9 条 アドバイザーは、代表が委嘱し、中央幹事会に報告する。

第 3 節 党友

第 6 0 条

- 1 党の綱領及び政策に賛同し、その実現に協力する者は、党友となることができる。
- 2 党友に関する細則は、別に定める。

第 7 章 組織

第 1 節 構成

第 6 1 条

- 1 党の地方組織は、方面本部並びに都道府県本部、総支部及び支部とする。
- 2 常任役員会は、政治活動に資するため、国政選挙における選挙区及び比例代表区等に支部を置くことができる。それらの支部を設置したときは、中央幹事会に報告する。

- 3 常任役員会は、前項により設置した支部を廃止することができる。
- 4 方面本部並びに都道府県本部、総支部及び支部の組織及び運営に関する細則、第2項で設置する支部の役員選任に関する細則は、それぞれ別に定める。

第2節 方面本部

第62条

- 1 方面に方面本部を置く。
- 2 方面本部は、都道府県本部の活動の推進及び都道府県本部間の連携、調整を行う。
- 3 方面本部は、方面内の都道府県本部と、関係する国会議員をもって構成する。
- 4 方面本部に、方面本部長一名を置き、方面副本部長若干名及び方面幹事長一名を置くことができる。必要と認めるときは、これらを補佐する役員を置くことができる。
- 5 方面本部長は、幹事長が指名し、中央幹事会の承認を得るものとする。
- 6 方面副本部長、方面幹事長及びこれらを補佐する役員は、方面本部長が指名し、中央幹事会の承認を得るものとする。
- 7 方面本部に、委員会、局及び本部等を置くことができる。

第3節 都道府県本部

第63条 都道府県本部は、次の任務を行う。

- 一 全国大会並びに党本部機関の決定を総支部及び支部に徹底し、これを実践すること。
- 二 総支部及び支部を統括し、指導し、組織の拡充強化を図ること。
- 三 政策及び具体的活動方針を策定すること。
- 四 地方議会活動を指導し、推進すること。

第64条

- 1 都道府県本部に、都道府県代表一名、都道府県幹事長一名、都道府県本部幹事会会長一名を含む都道府県幹事若干名、都道府県規律委員長一名を含む都道府県規律委員若干名並びに都道府県会計監査委員若干名を置く。必要と認めるときは、これらを補佐する役員を置くことができる。
- 2 都道府県本部に、委員会、局及び本部等を置くことができる。
- 3 都道府県本部は、必要に応じ選挙区連合会、市連合会、総支部連合会、支部連合会等の組織を設けることができる。

第65条

- 1 都道府県本部の議決機関は、都道府県本部大会及び都道府県本部幹事会とする。
- 2 都道府県本部大会及び都道府県本部幹事会の運営については、細則に別に定める。

第66条

- 1 都道府県本部は、都道府県本部大会で、都道府県代表一名を選出し、中央幹事会に報告する。
- 2 選出された都道府県代表は、第64条第1項に定められた役員を指名し、都道府県本部大会で出席議員の過半数の承認を得た上で、中央幹事会に報告する。
- 3 都道府県代表が任期途中で欠けたときは、都道府県本部幹事会が後任の候補を推薦し、県本部大会において承認する。県本部大会の開催までの間は、都道府県本部幹事会が都道府県代表代理を指名することができる。

第 6 7 条

- 1 都道府県本部の執行機関は、都道府県本部役員会とし、都道府県本部大会及び都道府県本部幹事会に対して責任を負う。
- 2 都道府県本部役員会を構成する執行部は、都道府県本部幹事会の構成員を兼ねることができる。
- 3 都道府県本部役員会の運営については、細則に別に定める。

第 6 8 条

- 1 都道府県代表は、都道府県本部の党務を総括する。
- 2 都道府県代表に事故がある等、その職務に支障が出た場合には、第 6 6 条第 3 項により指名された都道府県代表代理が都道府県代表の職務を行う。

第 6 9 条

- 1 都道府県本部に、都道府県規律委員会を置く。
- 2 都道府県規律委員会は、中央規律委員会が管掌する以外の党員に関する規律事項を管掌する。

第 7 0 条

- 1 都道府県本部に、都道府県会計監査委員若干名を置く。
- 2 都道府県会計監査委員は、都道府県本部の会計を監査し、その結果を都道府県本部幹事会に報告する。

第 7 1 条

- 1 都道府県本部に、諮問機関として、顧問及びアドバイザーを置くことができる。
- 2 顧問及びアドバイザーは、都道府県代表が委嘱し、都道府県本部幹事会に報告する。

第 4 節 総 支 部

第 7 2 条 総支部に、総支部長一名を置き、副総支部長若干名を置くことができる。必要に応じ幹事長を置くことができる。

第 7 3 条

- 1 総支部の議決機関は、総支部大会とする。
- 2 総支部大会は、必要に応じ随時開くことができる。

第 7 4 条

- 1 総支部の執行機関は、総支部役員会とし、総支部大会に対して責任を負う。
- 2 総支部役員会は、総支部長、副総支部長及び各部長をもって構成する。幹事長を置く場合は構成に加える。

第 7 5 条

- 1 総支部長は、その所轄地域の党活動を指導し、推進する。
- 2 副総支部長は、総支部長を補佐し、総支部長に事故があったときは総支部長の職務を代行する。

第 7 6 条 総支部の会計を監査するため、総支部会計監査委員若干名を置く。

第 7 7 条

- 1 総支部に、諮問機関として、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総支部役員会に諮って、総支部長が委嘱する。

第 5 節 支 部

第 7 8 条 支部に、支部長一名を置き、副支部長若干名を置くことができる。

第 79 条

- 1 支部の議決機関は、支部大会とする。
- 2 支部大会は、必要に応じ随時開くことができる。

第 80 条

- 1 支部の執行機関は、支部役員会とし、支部大会に対して責任を負う。
- 2 支部役員会は、支部長、副支部長及び各委員をもって構成する。

第 81 条

- 1 支部長は、その所轄地域の党活動を指導し、推進する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があったときは支部長の職務を代行する。

第 82 条

- 1 支部に、諮問機関として、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部役員会に諮って、支部長が委嘱する。

第 8 章 議 員 団

第 1 節 全 国 議 員 団 会 議

第 83 条

- 1 党所属の国会議員及び地方議会議員の相互の連携及び議会活動、党活動等について協議するため、全国議員団会議を置く。
- 2 全国議員団会議は、衆議院議員団、参議院議員団、全国地方議員団会議をもって構成する。
- 3 全国議員団会議に、議長一名を置き、副議長若干名を置くことができる。
- 4 議長及び副議長は、代表が指名し、中央幹事会の承認を得るものとする。

第 2 節 衆 議 院 議 員

第 84 条

- 1 党所属の衆議院議員をもって衆議院議員団を組織し、衆議院議員団に会長一名、会長代理一名及び副会長若干名を置くことができる。
- 2 前項の各役員は、衆議院議員団で互選する。

第 3 節 参 議 院 議 員

第 85 条

- 1 党所属の参議院議員をもって参議院議員団を組織し、参議院議員団に会長一名、会長代理一名、副会長若干名、参議院幹事長一名、参議院副幹事長若干名、参議院政策審議会長一名、参議院国会対策委員長一名及びその他の必要な役員を置くことができる。
- 2 前項の各役員は、参議院議員団で互選する。

第 4 節 地 方 議 会 議 員

第 86 条

- 1 党所属の地方議会議員の議会活動・日常活動の活発、かつ、円滑な推進に資するため、全国地方議員団

会議を置く。

- 2 全国地方議員団会議に、議長一名、副議長及び幹事若干名を置く。
- 3 議長及び副議長は、代表が指名し、中央幹事会の承認を得るものとする。

第 87 条

- 1 党所属の地方議会議員は、それぞれの所属する議会で議員団を組織し、各議員団に団長または幹事長一名を置き、副団長または副幹事長若干名を置くことができる。
- 2 党所属の地方議会議員が多数の議会では、団長及び幹事長一名を置き、副団長及び副幹事長若干名を置くことができる。
- 3 団長及び幹事長並びに副団長及び副幹事長は、都道府県本部役員会に諮って、都道府県代表が任命する。ただし、都道府県議会、政令市議会、県庁所在地の市議会については、事前に中央幹事会の承認を得るものとする。

第 9 章 役員の任期

第 88 条

- 1 第 18 条（党本部）並びに第 64 条第 1 項（都道府県本部）、第 72 条（総支部）及び第 78 条（支部）で定められた役員（以下「役員」という。）の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、選挙等やむを得ない事情により全国大会又は都道府県本部大会、総支部大会若しくは支部大会が繰り上げ又は延期されたときは、役員の任期は、次期役員が選出されるまでの期間とする。
- 2 役員の任期途中における人事については、次期改選時までの期間とする。
- 3 役員がその職務を行えないと認められるときは、選任と同様の手続きにより、任を解くことができる。

第 10 章 表彰及び規律処分

第 89 条 党活動に功績のあった党员に対し、表彰することができる。

第 90 条

- 1 中央規律委員会または都道府県規律委員会は、党员が次の各号の一に該当すると認めるときは、規律処分をすることができる。
 - 一 党綱領または規約に背く行為をしたとき。
 - 二 党の名誉を傷つける行為をしたとき。
 - 三 党の団結をみだす行為をしたとき。
 - 四 党議または党の最高執行機関の決定に背く行為をしたとき。
- 2 規律処分は、戒告、役職解任、党员資格の停止、離党勧告及び除名とする。

第 91 条

- 1 中央規律委員会の処分に不服のある者は中央幹事会に対し、都道府県規律委員会の処分に不服のある者は都道府県本部幹事会に対し、理由を明らかにして審査を請求することができる。
- 2 中央幹事会は、前項の請求があり、必要と認めるときは、不服審査委員会に対し、審査を求めることができる。
- 3 都道府県本部幹事会は、第 1 項の請求があり、必要と認めるときは、中央幹事会に中央規律委員会の審査を要請することができる。
- 4 中央幹事会は、前項の要請を受けたとき、必要と認めるときは、中央規律委員会に審査を求めること

ができる。

- 5 第1項の審査請求は、重ねて行うことはできない。
- 6 第2項の不服審査委員会の運営に関する細則は、別に定める。

第11章 財政及び会計

第92条 党財政は、党費、寄附金及び機関紙誌の発行事業収入、政党交付金等によって賄われる。

第93条

- 1 党費は、党本部に納める。
- 2 党費に関する細則は、別に定める。

第94条 寄附金その他の受領に関する細則は、別に定める。

第95条 党の会計年度は、毎年一月一日より十二月三十一日までとする。

第12章 事務局

第96条 党の業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

第13章 綱領及び規約の改正

第97条 党の綱領及び規約の改正は、全国大会の出席代議員の三分の二以上の賛成を必要とする。

第14章 雑 則

第98条 細則及びこの規約に定める事項以外の事項は、常任役員会が定める。

附 則

この規約は、令和四年九月二十五日から施行する。

- 沿革
- (平成六年十二月五日決定、同日施行)
 - (平成十年一月十八日一部改正、同日施行)
 - (平成十年十月二十四日一部改正決定、同日施行)
 - (平成十二年十一月四日一部改正決定、同日施行)
 - (平成十四年十一月二日一部改正決定、同日施行)
 - (平成十六年十月三十一日一部改正決定、同日施行)
 - (平成十八年九月三十日一部改正決定、同日施行)
 - (平成二十一年九月八日一部改正決定、同日施行)
 - (平成二十二年十月二日一部改正決定、同日施行)
 - (平成二十四年九月二十二日一部改正決定、同日施行)
 - (平成二十六年九月二十一日一部改正決定、同日施行)
 - (令和四年九月二十五日一部改正、同日施行)